

○公立大学法人福岡県立大学特定個人情報取扱要綱

平成28年1月19日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）が取り扱う個人情報の適切な管理のための措置に関する規則（以下「個人情報管理規則」という。）第20条の規定に基づき、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における各用語の定義は次のとおりとする。

(1) 個人番号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する番号をいう。

(2) 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 本学において個人番号を取り扱う事務（以下「個人番号関係事務」という。）の範囲は、源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務等の番号法第9条第3項及び第4項に定められた事務に限定する。

(適用)

第4条 この要綱は、前条に定める個人番号関係事務の対象となる者（代理人を含む。以下「取扱対象者」という。）に適用する。

(管理体制)

第5条 個人番号関係事務の処理に当たっては、個人情報管理規則第4条に定める保護管理者が事務を総括し、同規則第5条に定める保護担当者がこれを補佐する。

2 保護担当者は、個人番号関係事務の必要に基づき取得した特定個人情報等を含む書類、パソコン等電子機器及びUSB等の磁気媒体（以下「電子機器等」という。）を適切に管理するとともに、利用権限のない者に使用させてはならない。

3 保護管理者は、個人番号関係事務に従事する事務担当者（以下「事務取扱担当者」という。）を指名するものとする。

4 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を特定個人情報管理台帳に記録しなければならない。

(取扱区域及び安全管理措置)

第6条 本学において、特定個人情報等を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）は、

原則として本学事務局の範囲内とし、特定個人情報等を取扱区域外に持ち出すことを禁止とする。

- 2 前項の規定に関わらず、必要やむを得ない事情により、特定個人情報等を取扱区域外に持ち出すときは、次に掲げる方法により管理しなければならない。
 - (1) 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。
 - (2) 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用しなければならない。
 - (3) 特定個人情報ファイルを電子機器等に格納して持ち出すときは、当該電子機器等にID及びパスワードを設定しなければならない。
- 3 特定個人情報等の取扱いは、ID、パスワードを設定した電子機器等及び施錠可能なキャビネット等を使用する等、十分な安全管理措置を講じるものとする。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第7条 事務局長は、法人における特定個人情報等の取扱いが関係法令及び関係規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認するものとする。

(個人番号の取得、提供の求め)

第8条 本学は、個人番号関係事務を処理するために必要がある場合に限り、取扱対象者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

- 2 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきときは、あらかじめ契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第9条 取扱対象者から個人番号の提供を受けたときは、関係法令及び関係規程に基づき本人確認を行うこととする。

- 2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、前項の本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。
- 3 取扱対象者の配偶者及び扶養親族等に係る本人確認については、当該取扱対象者に委任することができるものとする。

(本人確認書類の保管)

第10条 提出された本人確認書類は、法定保存期間が終了するまでの間、又は保存期間の定めがない場合は、個人番号を利用する当該事務が終了するまでの間、これを適切に保管するものとする。

(個人番号の利用)

第11条 本学は、第3条に規定する以外に、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

- 2 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があった場合、又は本人の同意を得ることが困難でも法令の定めに基づく場合、前項の規定に

かかわらず法人が保有している個人番号を提供することができる。

(委託先の監督)

第12条 本学が、個人番号関係事務の全部又は一部を外部に委託するときは、委託先において安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行うこととする。

2 前項の事務を委託する際は、次に掲げる事項に基づき行うこととする。

(1) 委託先の選定は、当該委託先における特定個人情報等の保護体制が十分であることを確認した上で行うものとする。

(2) 委託先との間で次の事項等を記載した契約を締結する。

特定個人情報に関する秘密保持義務、委託先事業所内からの特定個人情報持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、職員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告、その他必要な事項。

3 委託先が本学の許諾を得て再委託するときには、再委託先における漏えい事案等が発生した場合における委託先の責任について明確にしておくとともに、委託先の責任において前2項の規定を準用させるものとする。

(特定個人情報等の廃棄、消去)

第13条 保存期間を経過した特定個人情報等に関する書類等は、次の手法により速やかに廃棄するものとする。

(1) 特定個人情報等を含む書類は、焼却あるいはシュレッダー等の復元不可能な手法により廃棄しなければならない。

(2) 磁気媒体等に記録した特定個人情報等は、削除ソフトウェア等により復元不可能な状態にしなければならない。

(3) 特定個人情報等を含む不用となった電子機器等は、物理的に破壊した後に廃棄しなければならない。

2 前項により、特定個人情報を廃棄又は消去した時は、廃棄等を行ったことを特定個人情報管理台帳に記録しなければならない。

(特定個人情報等の取扱い)

第14条 保有する特定個人情報等について、番号利用法等関係法令及びこれらに基づく学内規程等に特段の定めがない事項については、個人情報の保護に関する法律及び主務大臣のガイドライン等に基づき、適切に取り扱うものとする。

(所管官庁等への報告)

第15条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えいの事実又は漏えいの恐れを把握した場合は、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告しなければならない。

(罰則)

第16条 本要綱に違反した職員に対して懲戒等の処分（以下「処分」という。）を行う必要があるときは、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則又は公立大学法人福岡県立大

学非常勤職員等就業規則及び公立大学法人福岡県立大学職員の懲戒等に関する規程に基づき処分を行うものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年1月19日から施行する。